

社団法人 日本ダンススポーツ連盟 技術認定試験実施要領
(J D S F 技術認定試験実施要領)

平成17年 3月26日 執行委員会決定
平成20年12月28日 執行委員会改正
平成21年 6月27日 執行委員会改正
平成21年12月27日 執行委員会改正
平成22年 1月24日 執行委員会改正

(趣旨)

第1条 この要領は、社団法人日本ダンススポーツ連盟技術認定規則（以下「技術認定規則」という。）第9条に規定する技術認定試験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術認定アマルガメーション)

第2条 技術認定試験で用いるグレードコース・アマルガメーションは、別紙に定める通りとする。

2 体験コース・アマルガメーションは、別に定める参考アマルガメーションを参考にして主催者が決定するものとする。

3 ハイグレードコース・アマルガメーションは、別に定める J D S F 標準アマルガメーション【2】とする。

(公認又は承認の申請)

第3条 技術認定試験を開催しようとする者は、原則として3ヶ月前までに様式1により J D S F に公認又は承認の申請をしなければならない。

2 J D S F は、前項の申請があったときは、その内容を確認し公認番号又は承認番号を交付するものとする。

(開催実務要領)

第4条 技術認定試験を開催するときは、別に定める技術認定試験等開催実務要領によるものとする。

(告知)

第5条 技術認定試験を開催するときは、2ヶ月前までに、様式2により試験区分や種目等を各サークル及び一般ダンススポーツ愛好家に告知するものとする。

(試験及び審査に関する原則)

第6条 本部主催の認定会における試験及び審査方式は、各個人の技術等に関する絶対評価とし、あらかじめ定められた審査の対象項目及び審査の視点に基づいて評価するものとする。

2 審査の方法は、原則として1から5までの整数による5段階評価とする。

(試験の方法)

第7条 試験の実施にあたっては、技術認定員が評価する精度を一定以上に保つ必要があることから次の各号に掲げる2パターンで実施するものとする。

(1) カップル試験 受験級の受験者自身のアマルガメーションをカップルで踊ることを原則とする。ただし、グレード6又はグレード5においては申請によりシャドーで踊ることができるものとする。

(2) 相手フィガーによる試験 グレード4又はグレード3においては2階級下の相手フィガーによるカップル試験又はシャドー試験、グレード2においてはグレード4の相手フィガーによるシャドー試験、グレード1においては受験級の相手フィガーによるシャドー試験を行うものとする。

2 試験は、技術認定員が審査に十分と認められる時間踊り続けるものとする。なお、会場の都合で踊り続けることが困難な場合には、複数回踊るものとし、審査は複数回踊った中で一番良かった点数を採用するものとする。

(受験者パートナー)

第8条 カップル試験によるパートナーは、原則として自己責任による人選とし、主催者が便宜供与としてパートナーを紹介した場合であっても責任はあくまでも受験者本人に帰属し、主催者はその責めを負わないものとする。

2 受験者は、あらかじめパートナーを人選できなかつた場合には受験者の中から人選をするものとする。

(審査の対象項目)

第9条 グレードコース及びハイグレードコースにおける審査の対象項目は、別表1に定める各コースの標準審査項目(グレード・ミッション)を基本とするものとする。

(審査の視点と役割分担)

第10条 審査の視点は、ポイズとポスチャー、タイミングと音楽、フィガー、全体的印象の4項目に分類し、それぞれ担当の技術認定員が審査することを原則とするものとする。

2 ポイズとポスチャーにおける審査の視点は、次の通りとする。

- (1) 背筋の伸び
- (2) 頭の位置と視線
- (3) ホールドとボディ・ポジション

3 タイミングと音楽における審査の視点は、次の通りとする。

- (1) 踊り出しのタイミング
- (2) ベーシック・タイミング
- (3) 音楽との一体感

4 フィガーにおける審査の視点は、次の通りとする。

- (1) アライメント又はダイレクション
- (2) フットワーク
- (3) 回転量

5 全体的印象における審査の視点は、次の通りとする。

- (1) フロアーマナーなどの受験態度
 - (2) スウェイ、CBM、サイド・リーディング、ボディ・ムーブメント、リードとフォロワーその他の技術的基本動作
 - (3) 種目の特徴や音楽の理解、感情表現その他の芸術的要素
- (評価のポイント基準)

第11条 評価のポイント基準は、次の通りとする。

- (1) 各コースの標準審査項目それぞれについて審査の視点で求められている内容（以下「標準審査基準」という。）がほぼクリアーされていて、大変よく踊っており、明らかに次のレベルに挑戦できる状態と認められる場合は5ポイントとする。
 - (2) 標準審査基準が求める内容が概ねクリアーされていて、よく踊っており、次のレベルに挑戦できる状態と認められる場合は4ポイントとする。
 - (3) 標準審査基準が求める内容については遜色がなく、特に間違いもなく踊っており、次のレベルに挑戦できる状態と認められる場合は3ポイントとする。
 - (4) 標準審査基準が求める内容については一部に課題が見受けられ、時々間違いをおかして踊っており、次のレベルに挑戦するためには再指導が必要な状態の場合は2ポイントとする。
 - (5) 標準審査基準が求める内容については多くの課題が見受けられ、ほとんど間違っただけで踊っており、次のレベルに挑戦できない状態の場合は1ポイントとする。
- 2 前項に定めるほか、グレードコースのグレード1における評価ポイントは、次の各号に掲げる事項を考慮して評価するものとする。
- (1) 公認指導員としての資質を十分に満足していると認められる場合は5ポイントとする。
 - (2) 公認指導員としての資質を概ね満足していると認められる場合は4ポイントとする。
 - (3) 公認指導員として遜色がないと認められる場合は3ポイントとする。
 - (4) 公認指導員としてあまり好ましくないとして認められる場合は2ポイントとする。
 - (5) 公認指導員としてふさわしくないと認められる場合は1ポイントとする
- 3 前2項の場合において、整数による5段階評価では評価結果を正確に表現できないと認められた場合には少数点以下第1位まで細分化して評価することができるものとする。

(合格判定の基準)

第12条 グレードコースのグレード2における合格判定は、2以下の評点の個数により決定するものとし、2以下の評点の個数が概ね4個以内（シャドー試験免除の場合は概ね2個以内）の場合に合格とする。この場合において概ねとはプラスマイナス2割程度とし、平均点及び1の数や2以下の評点の偏在状況等を勘案して判定委員会において合否を判断するものとする。

2 グレードコースのグレード1における合格判定は、原則として2以下の評点がない場合とする。ただし、他の項目の評点が優れているなど合格に足る理由があると認められ

る場合には判定委員会において判断するものとする。

- 3 ハイグレードコースにおける合格判定は、原則として2以下の評点がない場合とする。
ただし、他の項目の評点が優れているなど合格に足る理由があると認められる場合には判定委員会において判断するものとする。

(合否の判定と告知)

第13条 合否の判定は判定委員会を開催して決定するものとする。

- 2 合否の判定結果は、審査結果とともに判定委員会終了後主管団体を介して受験者に告知するものとする。
- 3 審査の経過や判定会議の審議内容等詳細な内容については、公表しないものとする。

(実施報告)

第14条 技術認定試験を開催した時は、原則として2週間以内に様式3により実施報告をするものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年1月25日から施行する。